

令和3年 教育委員会

第7回 定例会 議事日程

令和3年4月27日(火)

第1 報 告

【子育て推進課】

- (1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

【学務課】

- (1) 令和3年度春期宿泊行事及び令和2年度代替事業の実施状況について

【指導課】

- (1) 緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
- (2) 中学生海外交流教育におけるウエストミンスターへの派遣・受入の中止について

第2 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（5月5日号）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 対象者

(1) 児童扶養手当受給者をはじめとするひとり親子育て世帯に対して、先行的に給付する。

①令和3年4月分児童扶養手当受給者

対象世帯数 約200世帯 第2子以降児童数 約50人

②公的年金の受給による児童扶養手当不受給のひとり親世帯(公的年金受給者)

対象世帯数 約40世帯 第2子以降児童数 約20人

③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したひとり親世帯(家計急変者)

対象世帯数 約60世帯 第2子以降児童数 約30人

(2) ひとり親家庭以外の低所得の子育て家庭(ふたり親)に対しては、現在国において制度設計中のため、詳細は不明です。

3 子育て世帯生活特別給付金(ひとり親世帯分)の概要

(1) 予算額

総額 21,931,000円

給付費 20,000,000円 事務費 1,931,000円

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

(3) 申請期間

①児童扶養手当受給者

申請不要

②公的年金受給者・③家計急変者

令和3年5月10日(月)～令和4年2月28日(月)

(4) 支給時期

①児童扶養手当受給者

5月25日(火)に支給予定

②公的年金受給者・③家計急変者

申請から1ヶ月程度で支給

(5) 支給方法

①児童扶養手当受給者

児童扶養手当の指定口座に振り込み

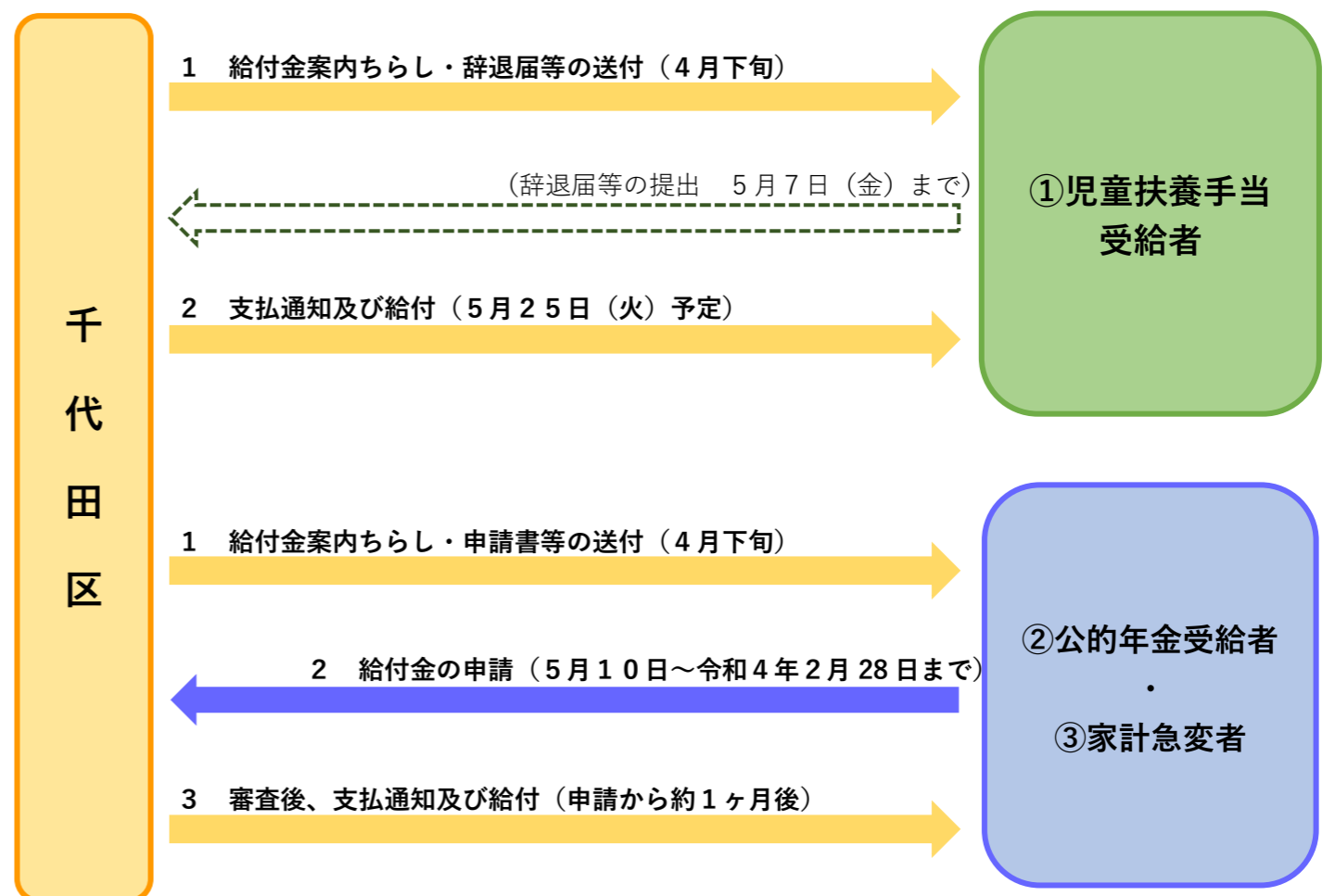
②公的年金受給者・③家計急変者

申請口座に振り込み

4 事業スケジュール(予定)

時期	項目	内容
～4月中旬	該当者・該当見込者抽出	該当者(児童扶養手当受給者)、児童育成手当及びひとり親家庭等医療費助成より抽出
4月下旬	事業周知(1)	ホームページにて事業周知 該当者・該当見込者に案内ちらし発送
5月7日(金)	受給辞退届出書受付期限	児童扶養手当受給者で受給を希望しない者の辞退の届出の受付締切
5月10日(月)	【②年金・③家計急変者】 申請受付開始	公的年金受給者または家計急変者の申請受付開始
5月20日(木)	事業周知(2)	広報千代田5月20日号で事業周知 (公的年金受給者または家計急変者への案内)
5月25日(火)	【①児扶受給者】 支払通知発送・給付	児童扶養手当受給者あて支払通知発送及び給付
6月以降・順次	【②年金・③家計急変者】 支払通知発送・給付	申請のあった公的年金受給者または家計急変者あて支払通知発送及び給付
令和4年2月28日	【②年金・③家計急変者】 申請期限	公的年金受給者または家計急変者の申請受付締切

5 事業の全体像



令和3年度春期宿泊行事及び令和2年度代替事業の実施状況について

1 令和3年度 移動教室等

(1) 箱根移動教室【対象：小学校6年生】

- ①宿泊場所等 神奈川県足柄下郡箱根町他
- ②実施期間等 令和3年5月11日（火）～6月5日（土）
- ③宿泊日数 2泊3日
- ④実施の有無 上記期間内の実施（事前の現地踏査含む）については、延期とする。

(2) 嬬恋自然体験交流教室（春）【対象：小学校5年生】

- ①宿泊場所等 群馬県吾妻郡嬬恋村
- ②実施期間等 （春）令和3年5月25日（火）～5月29日（土）
- ③宿泊日数 1泊2日
- ④実施の有無 春の実施（事前の現地踏査含む）については、中止とする。
秋の実施については、嬬恋村教育委員会等と協議のうえ決定する。

(3) 岩井臨海学校【対象：小学校4年生】

- ①宿泊場所等 千葉県南房総市
- ②実施期間等 令和3年7月21日（水）～7月29日（木）
- ③宿泊日数 2泊3日
- ④実施の有無 5月中旬を目途に決定する。

2 令和2年度の小・中学校における代替事業について

(1) 小学校

学校	4年生(岩井代替)	5年生(孀恋代替)	6年生(箱根代替)
麴町小学校	11月17日(火) ・八景島シーパラダイス	【1回目】10月8日(木) ・八景島シーパラダイス 【2回目】10月9日(金) ・キッザニア東京	【1回目】3月8日(月) ・よみうりランド 【2回目】3月12日(金) ・箱根方面
九段小学校	3月15日(月) ・キッザニア東京	3月17日(水) ・水海道あすなろの里	3月16日(火) ・相模湖プレジャーフォレスト
番町小学校	11月19日(木) ・八景島シーパラダイス	11月5日(木) ・高尾山登山	【1回目】3月16日(火) ・箱根方面 【2回目】3月22日(月) ・相模湖プレジャーフォレスト
富士見小学校	11月20日(金) 4・5年生合同 ・小石川後楽園(日本庭園の様式美を学ぶ) ・東京ドームシティ		3月15日(月) ・よみうりランド
お茶の水小学校	10月12日(月) ・水上バス、中央防波堤	10月28日(水) ・東京ドイツ村(農作業体験)	【1回目】3月9日(火) ・浅草 【2回目】3月16日(火) ・よみうりランド
千代田小学校	3月19日(金) ・ズーラシア	11月24日(火) ・秋川国際マス釣場	3月16日(火) ・小田原方面
昌平小学校	10月13日(火) ・神田川船の会 ・和泉橋～神田川探索	10月9日(金) ・新井園本店 ・入間市博物館 ・埼玉県茶業研究所(茶摘み)	【1回目】3月15日(月) ・鎌倉 【2回目】3月19日(金) ・よみうりランド
和泉小学校	12月11日(金) 4・5年合同 ・キッザニア東京		3月16日(火) ・八景島シーパラダイス

(2) 中学校

学校	1年生	2年生	3年生
麴町中学校	オリエンテーション合宿 →中止(代替なし)	選択型合宿 9月10日、11日 ・秋葉原UDXへ通所で実施	3月12日 ・よみうりランドでの校外学習
神田一橋中学校	オリエンテーション合宿 →中止(代替なし)	選択型合宿 3月22日 ・講師を招いたボッチャ体験	3月9日 ・都内での校外学習(班行動)

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会
教育長 堀米 孝尚

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年4月12日付3千子指導収第83号にて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

このことについて、国の緊急事態宣言及び、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年4月23日付3教総総第279号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおり変更をいたします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、5月連休等の学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いいたします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

記

1 学校・園運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

対面での指導を基本とするが、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養する）
- 登校時の健康チェックを行う。（登校前に行った検温、健康観察について、登校後に確認する）
- 教室等における密集を回避する。（幼児・児童・生徒等同士の間隔について一定の距離を確保）
- 30分に1回以上換気を行う。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 授業終了後は速やかに帰宅する。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 不要不急の外出を自粛する。
- 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェックを行う。（検温結果等を記録する。）
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

③勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出を自粛する。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。

3 教育活動に関すること

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるものとする。また、各学校においては「Teams」を活用した計画的なオンライン学習、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

- 各学校において、学習活動を実施する中で、感染症対策を十分に講じることができない場合は、その学習活動については実施を控える。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・体育科、保健体育科等における水泳指導や幼稚園・こども園における水泳指導、水遊び

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動が長時間とならないよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

○放課後は速やかに帰宅する。不要不急の外出は避ける。

(4) 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

(5) 学校行事等について

○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を実施することができることとする。

(6) 部活動について

○緊急事態宣言期間中は、全ての部活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認めるが、特に、4月29日から5月9日までの間については、人流を徹底的に抑制するため、出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ、練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等を認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。

○大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。

○大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大

会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

- 練習試合や合同練習等を行わない。ただし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- 合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、緊急事態宣言期間中は実施しない。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
 - ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
 - ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

- 学務課学校運営係
TEL 03-5211-4357
- 指導課指導主事
TEL 03-5211-4286
- 指導課管理係
TEL 03-5211-4285
- 子ども支援課
TEL 03-5211-4229

【別紙】

まん延防止等重点措置下から緊急事態宣言下への変更点

<学校・園運営の基本方針>

まん延防止等重点措置下	緊急事態宣言下
今後、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行う。	対面での指導を基本とするが、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行うことができるものとする。

<基本的な感染症対策の実施について>

まん延防止等重点措置下	緊急事態宣言下
<p>(2) 家庭における感染症対策の依頼</p> <p>○会食は短時間で、家族又はいつも近くにいる人と少人数で行い、会話の際はマスクを着用する。</p> <p>○歓迎会には参加しない。</p>	<p>(2) 家庭における感染症対策の依頼</p> <p>○昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。</p>
<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>③勤務時間外における感染症予防策の徹底</p> <p>○会食は短時間で、家族又はいつも近くにいる人と少人数で行い、会話の際はマスクを着用する。</p> <p>○歓迎会は実施しない。</p>	<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>③勤務時間外における感染症予防策の徹底</p> <p>○昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。</p>

<教育活動に関すること>

まん延防止等重点措置下	緊急事態宣言下
<p>オンライン学習等への準備について</p> <p>今後、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるよう、各学校においては「Teams」を活用した計画的なオンライン学習、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。</p>	<p>オンライン学習等への準備及び実施について</p> <p>対面での指導を基本とするが、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるものとする。また、各学校においては「Teams」を活用した計画的なオンライン学習、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。</p>

<学校行事等について>

まん延防止等重点措置下	緊急事態宣言下
校外での活動は、学校・園周辺での校外活動を除き、まん延防止等重点措置期間中は、延期又は中止とする。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を実施することができる。	児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。中止する場合は、感染症対策を講じた代替の活動を実施することができることとする。
修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、当面の間、延期又は中止とする。宿泊を伴う行事の再開については、学校と教育委員会とで協議し、改めて決定する。	(すでに緊急事態宣言期間中の宿泊行事(5年生 孺恋自然体験交流教室(春))については中止としているので、本通知からは削除)

<部活動について>

まん延防止等重点措置下	緊急事態宣言下
練習試合や合同練習等を行わない。ただし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。	緊急事態宣言期間中は、全ての部活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認めるが、特に4月29日から5月9日までの間については、人流を徹底的に抑制するため、出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ、練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等を認める。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。→追記
合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、まん延防止等重点措置期間中は、中止とする。	合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。
吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、まん延防止等重点措置期間中は実施しない。	吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは、緊急事態宣言期間中は実施しない。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和3年4月27日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
4	27	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
4	28	水				
4	29	木				
4	30	金				
5	1	土				
5	2	日				
5	3	月				
5	4	火				
5	5	水				
5	6	木	13:30~	経営方針等説明会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
5	7	金				
5	8	土				
5	9	日				
5	10	月		指導課訪問(九段幼稚園)◎ 中止	九段幼稚園	教育委員出席
5	11	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
5	12	水				
5	13	木		指導課訪問(番町幼稚園)◎	番町幼稚園	教育委員出席
5	14	金				
5	15	土				
5	16	日				
5	17	月				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
5	18	火				
5	19	水		指導課訪問(翹町幼稚園)◎	翹町幼稚園	教育委員出席
5	20	木				
5	21	金	8:30~	体育祭	九段中等教育学校	
5	22	土	8:40~	体育祭	翹町中学校・神田一橋中学校	
5	23	日				
5	24	月				
5	25	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
5	26	水				
5	27	木				
5	28	金				
5	29	土				
5	30	日				
5	31	月				
6	1	火				
6	2	水		指導課訪問(富士見小学校)◎	富士見小学校	教育委員出席
6	3	木				
6	4	金		指導課訪問(お茶の水小学校)◎	お茶の水小学校	教育委員出席
6	5	土				
6	6	日				
6	7	月	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
6	8	火				

「広報千代田」
5月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 16件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子育て推進課	多様な手当・医療費助成でお子さんの健やかな成長を支援	各種手当・医療費の概要や申請方法を周知			
2	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	5月28日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町(三番町7)	NPO法人あい・ぽーとステーション
3	学務課	給食費や学用品費などの援助	経済的な理由で学校に通うことが困難な児童・生徒の保護者に、給食費や学校用品などを援助していることを周知			
4	指導課	いじめ・悩み相談ホットライン	児童・生徒、保護者などによるいじめ相談電話事業の周知			
5	文化振興課	千代田区文化芸術プラン(第四次)素案に対する意見募集の結果公表	千代田区文化芸術プラン(第四次)素案に対する意見募集の結果、区の考え方を公表			
6	文化振興課	区立図書館の指定管理者募集	令和4年4月から5年間の指定管理期間の5館一体で指定管理者を募集	募集期間=6月21日(月)～25日(金)		
7	生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座事業 区内生涯学習団体(サークル)の体験企画募集と説明会	区内生涯学習団体(サークル)の体験企画募集と説明会		九段生涯学習館(九段南1-5-10)	九段生涯学習館
8	生涯学習・スポーツ課	アスリートと交流できるボルダリング体験会	ボルダリングの見学・体験会	5月23日(日)～6月12日(土)13時～15時	BOULCOM東京店(内神田1-13-1地下2階)	(株)BOULCOM

9	生涯学習・スポーツ課	卓球教室	中学生を除く15歳以上の方を対象に、卓球教室を開催	5月31日～7月5日の毎週月曜(6/21を除く全5回)①10時～11時30分②13時～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
10	生涯学習・スポーツ課	都営バス経路変更のお知らせ	東京2020大会開催に伴う都バスの経路変更の周知	6月1日(火)～9月30日(木)		都営交通お客様センター
11	生涯学習・スポーツ課	成人水泳～ステップアップスイム～	中学生を除く15歳以上の方を対象に水泳教室を開催	5月31日～6月28日の毎週月曜(6/21を除く全4回)19時～19時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
12	生涯学習・スポーツ課	お水でエクササイズ!	中学生を除く15歳以上の方を対象に水中エクササイズ教室を開催	6月4日～25日の毎週金曜(全4回)19時～19時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
13	生涯学習・スポーツ課	令和3年度「千代田区民体育大会」中止について	令和3年度「千代田区民体育大会」の中止を周知			
14	生涯学習・スポーツ課	子ども水泳教室(第2クール)	区内在住・在学の小学1年生～2年生を対象とした水泳教室	6月1日～22日の毎週火曜(全4回)14時30分～15時45分	昌平童夢館	千代田区体育協会
15	生涯学習・スポーツ課	水泳講習会(第2クール)	15歳以上の区内在住・在勤・在学者(中学生を除く)を対象とした水泳教室	6月8日(火)・15日(火)・22日(火)(全3回)18時45分～20時15分(初日受け付け18時15分～)	スポーツセンター	千代田区体育協会
16	生涯学習・スポーツ課	スポーツセンター、九段生涯学習館の指定管理者を募集	スポーツセンター、九段生涯学習館の指定管理者の募集	5月17日(月)	スポーツセンター、九段生涯学習館	